

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人Aの亡夫であり、請求人Bの亡父であるC（以下「被災者」という。）は、少なくとも昭和〇年頃から、昭和〇年〇月にD所在のE会社（以下「会社」という。）F事業所を最終職場として離職するまでのうち、約〇年間について、石綿にばく露する作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理1、PR0/1」の決定を受け、平成〇年〇月〇日、石綿健康管理手帳を交付され、定期的に健康診断を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し「間質性肺炎」と診断された。以後、同病院にて入院加療を続けていたが、入院先の同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「間質性肺炎急性増悪」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「慢性腎不全、前立腺癌、多発性脳梗塞」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人は、被災者は急性肺炎にり患したことを契機として石綿肺が急性増悪したことにより死亡したものであり、その死亡は業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 石綿にさらされる業務による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の傷病に係る医学所見についてみると、以下のとおりである。

ア まず、石綿肺の有無・程度について、H医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日G病院の胸部レントゲン写真を診ると、石綿肺2/1型に相当する所見を認める。平成〇年〇月〇日G病院の胸部CT写真を診ると、石灰化プラークを認めることから、石綿肺にり患していたことは確実である。」旨述べている。

また、I医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付意見書において、石綿肺の所見「有」、両側胸膜石灰化（プラーク）、両下肺野間質影増強、胸膜プラークの所見を「有」と記載しており、さらに、J医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月の胸部X Pでは、全肺野に不整形陰影、左胸膜肥厚像あり、平成〇年〇月〇日のCTでは下肺野に石綿肺

を疑わせる線維所見が認められる。プラーク『+』。平成〇年〇月〇日じん肺管理区分1（PR0/1）と決定された。」としている。

以上の意見からみると、被災者の肺に石綿に起因する何らかの所見があったことは疑いないものの、石綿肺の状態を重篤なものとみるH医師の見解によっても、急性肺炎に罹患する前後で被災者の石綿肺を示す画像所見が悪化したとは示されておらず、被災者の石綿肺の症状がじん肺管理区分4に相当するレベルまで急性増悪したとは認められないと判断することが相当である。

イ 被災者の死因について、K医師は平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において「直接死因：間質性肺炎、急性増悪」と記載しており、その他の医師の意見書においてもこれに反するものは認められないことから、被災者は、間質性肺炎が急激に増悪して死に至ったものであると考えられる。

そこで、被災者の石綿肺が、間質性肺炎の発症ないしは増悪に寄与ないしこれを誘発したかについてみると、I医師は、前記意見書において、「X線画像上の所見は、年齢に伴う変化又はその他の原因も考えられるため、因果関係は不明瞭。」と述べており、J医師も、前記意見書において、「平成〇年〇月〇日の胸部X Pでは、胸部プラークは認められるが、右肋横隔に明らかな不整形陰影（PR1相当）は見られず、粒状陰影もPR0/1相当と思われる。したがって、石綿ばく露後、間質性肺炎を合併して死亡したと考えられる。業務起因性は明らかではないと思われる。」と述べている。

さらに、L医師も、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「直接死因は肺炎であるが、腎不全による投薬制限、精神症状による状態把握困難などの影響はある。」と述べ、石綿肺による影響については指摘していない。

この点、H医師は、前記意見書において、要旨「進行した石綿肺と特発性間質性肺炎、通常の間質性肺炎との病理学的な鑑別については極めて困難である」旨述べているが、その表現からみて、間質性肺炎の増悪と石綿肺の増悪を混同している可能性があるといわざるを得ない。

ウ 当審査会においては、上記の医学的見解について慎重に検討を行った。すると、H医師が石綿肺による死亡であるとする見解の根拠は、石綿肺と間質性肺炎の鑑別が困難であるという点にあり、その具体的な根拠は示していないことに鑑みると、あくまで一般論を述べたにとどまるものと判断すべきであり、他の医師は、当該因果関係は不明であるとするか、もしくは、間質性

肺炎の増悪に関する他の要因を指摘している。こうした事情に照らすと、当審査会としては、石綿肺又は石綿へのばく露が、被災者の間質性肺炎の急性増悪の原因になったとは判断できないものである。

この点、被災者のじん肺（石綿肺）の状態は、上記のとおり、被災者の肺の粒状影又は不整形陰影などの画像所見にみる限り、肺炎り患前後で急激に重症化したとの事情も確認されない。以上のような状況を総合すると、被災者は、じん肺（石綿肺）が急激に悪化して死亡に至ったものとは認められず、また、石綿肺又は石綿へのばく露と被災者の死因である間質性肺炎の発症ないし急性増悪との間に相当因果関係があるとも判断できないものである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。